

令和3年2月

関係各位

日本園芸農業協同組合連合会

一部地域での「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態  
宣言解除」に伴う本会勤務態勢について

拝啓 平素より本会の業務推進に際し、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

令和3年2月26日に、政府より首都圏を除く6府県を対象に「新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言」が解除されることが表明されたことを受け、3月1日より大阪事務所並びに九州事務所では在宅勤務を取り止め、通常勤務と致します。

なお、本所（東京）におきましては、緊急事態宣言が継続して発出されていることから、引き続き交替制勤務を実施致します。事情ご賢察賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 交代勤務の実施

◎【本所（東京）】

各部署2グループに分け、ローテーションを組み隔日で交代勤務を実施しております。通常の半数で業務を致しますので、対応にお時間を頂戴することもございますが、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

◎【支所（大阪・九州）】

3月1日より、通常出勤態勢と致します。

2. 休日・時間外勤務の自粛

◎【本所・支所】

外出自粛が要請されているため、自粛しております。

### 3. 出張・外勤等について

#### ◎【本所（東京）】

- 出張につきましては、原則禁止としております。
- 外勤（管内）につきましては、可能な限り自粛をしております。
- 会議や打合せにつきましては、Web会議のほか書面での開催を原則とし、これらで対応できない場合のみ実開催することとしております。

#### ◎【支所（大阪・九州）】

- 出張・外勤（管内）につきましては、自粛をしております。
- 会議や打合せにつきましては、Web会議のほか書面での開催も積極的に活用しております。

### 4. 実施期間

3月1日～3月7日（状況により変更する可能性があります）

### 5. その他

- 本会へのご来会の際は、感染症対策の徹底をお願い致します。また、事前にアポイントメントをお取り下さい。
- なお、行政の指導により、マスクを着用されていない方は市場に入場は出来ません。
- 勤務ローテーションにつきましては、担当部署にそれぞれお問合せ下さい。

本所（東京）	総務部管理課	03-5492-5420
	総務部広報課	03-5492-5420
	資材部資材課	03-5492-5422
	業務部柑橘課	03-5492-5421
	業務部落葉果樹課	03-5492-5421
	業務部総合販売課	03-5492-5423
大阪事務所		06-6469-7660
九州事務所		092-692-1220

### 7. 本件に対するお問合せ先

日本園芸農業協同組合連合会

総務部管理課

電話 03-5492-5420

FAX 03-5492-5430